

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令に伴う弊社対応について

昨日、政府より、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県等を対象とし、効力を5月6日までとする新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されました。宮城県は対象都府県ではありませんが、弊社では、この発令を重く受け止め、管理組合の皆様をはじめとするお客様および弊社従業員の安心・安全・健康を第一に考え、これまで以上に感染症拡大防止策を講じることを目的として、下記のとおり対応させていただきます。

お客様には大変ご迷惑・ご不便をおかけいたしますが、感染症拡大防止のため、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 発令期間中の勤務体制について

今般の緊急事態宣言発令を受け、在宅勤務・シフト勤務等を継続実施いたします。また、弊社業務について一部縮小いたします。

2. 発令期間中のマンション管理業務について

(1) お客様センター（緊急対応業務）

緊急対応業務は継続して実施いたします。ただし、東京に所在するお客様センターでは、従業員の一斉感染による業務停止を防止するため、分散勤務等の対応をしており、通常より大幅にお電話が繋がりにくくなることが想定されます。なお、緊急以外のお問い合わせにつきましては、平日 9:00～17:30 の営業時間内にて弊社にお電話でのお問い合わせをお願いいたします。

(2) 機械警備業務・施設警備業務

機械警備業務（設備異常等による警備会社出動業務）・施設警備業務（防災センター等）は、継続して実施いたします。

※なお、今後の状況変化により、上記内容を変更させていただく場合がございます。

以 上